## 広島海区漁業調整委員会指示第一号

り指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定によって、次のとお

令和五年八月二十八日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

## 第一 指示の内容

次表の上段の区域(松永湾)における一枚建刺し網漁業のうち、網目の大きさが九節(三・

ハセンチメートル)より荒い網を使用するものに係る操業時間は、下段のとおりとする。

区域	操業時間
点とを結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域次のイの点と口の点とを結んだ線及びハの点と二の	
ニ 広島県尾道市浦崎町戸崎北西の鼻突端ハ 広島県尾道市向東町大磯鼻突端ロ 広島県尾道市向東町馬立新開護岸北東角イ 広島県尾道市山波町尾道造船護岸南東角	日の出から午後三時(一五時)まで

## 第二 指示の有効期間

令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで